

## 豊中市介護予防センター事業運営にかかる補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市有財産を活用した事業者による介護予防を推進する条例（平成27年豊中市条例第52号）に基づき、豊中市と「豊中市介護予防センター使用貸借契約」を締結する事業者（以下「事業者」という。）に対して、介護予防センター（以下「センター」という。）の運営にあたっての必要な補助金を交付することにより、高齢者の介護予防に資する事業の充実を図ることを目的とする。

### (補助金交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年4月1日豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付期間 豊中市介護予防センター使用貸借契約に定める期間。
- (2) 公益的事業 次に掲げるすべての要件を満たすもの。
  - ア 高齢者の健康づくり、生きがい、社会参加・地域貢献などの視点で介護予防に資するもの。  
なお、高齢者の参加・参画等を通じて介護予防に資する目的で実施する多世代交流も含む。
  - イ 公益を目的とし、高額な収益が得られるものではないこと。
  - ウ 廉価で良質のサービスであること。
- (3) 収益事業 前第2号に掲げる以外のものであって、センターの貸付を受けるにあたり、高齢者の介護予防に資するもの。その他これに準ずるものとして市長が認めるもの。

### (補助の要件及び対象事業等)

第4条 事業者は、公益的事業の運営財源には、原則として当該事業の収入及び収益事業からの収益を充てること。

- 2 補助金は、前項において、公益的事業の実施にかかる経費のうち財源需要額であり、かつ市長が必要と認めるものに対して交付する。
- 3 補助金の額については別表に定める額のうち、予算の範囲で市長が必要と認める額とする。

### (交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市介護予防センター事業運営補助金交付申請書（様式第1号）を補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) センター運営事業にかかる収支計画書及び事業計画書  
公益的事業、収益事業等の事業区分別、施設別の内訳を明らかにすること
  - (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付することが適正と認めるときは、豊中市介護予防センター事業運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

4 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている実施団体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

#### **（補助金の請求及び交付）**

第6条 市長は、補助金の交付の決定をした額を4月と10月にそれぞれ2分の1相当額に分けて交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時交付することができる。

2 事業者は、豊中市介護予防センター事業運営補助金請求書を市長に提出する。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に補助金を交付する。

#### **（補助金の実績報告）**

第7条 事業者は、補助金の交付を受けた当該年度終了後30日以内に、豊中市介護予防センター事業運営補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出する。

2 前項の報告にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）センター運営事業にかかる収支報告書及び事業実績報告書

公益的事業、収益事業等の事業区分別、施設別の内訳を明らかにすること

（2）その他市長が必要と認める書類

3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている実施団体は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### **（消費税に係る報告）**

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定したときは、速やかに市長に報告すること。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

#### **（補助金の確定）**

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助事業の成

果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により通知する。

#### **(監査並びに帳簿等の整理)**

第10条 事業者は、この事業の経理と他の事業に係る経理を明確に区別するとともに、本事業にかかる収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

2 事業者は、補助金の執行について市長の指示又は検査に応じなければならない。

#### **(決定の取消し)**

第11条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- (4) 市の指導又は調査に正当な理由なく応じないとき

#### **(補助金の返還)**

第12条 市長は、事業者が次の各号のひとつに該当するときは、補助金の一部又は全部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申込みその他不正行為により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の全部又は一部を執行しなかったとき
- (3) 年度途中において、当該事業を廃止したとき又は事業の継続が困難になったとき
- (4) 補助金の交付決定が取り消されたとき

#### **(その他)**

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

[ 別 表 ]

対象事業	内 容	対象経費	補助上限額
<p>公益的事業 (第4条第2項)</p>	<p>公益的事業の実施にかか る経費のうち財 源需要額</p>	<p>事業運営に必要な報酬、 給料、職員手当等、賃金、 旅費、需用費、修繕料、役 務費、委託料、保険料、備 品購入費、使用料及び賃 借料、研修費など</p>	<p>124,408,000 円</p>

(様式第1号)

年 月 日

豊中市介護予防センター事業運営補助金交付申請書

豊 中 市 長 様

所在地  
法人名称  
代表者職名・氏名

豊中市介護予防センター事業運営にかかる補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

記

交付を受けようとする補助金の額

金 額	円
-----	---

**【添付書類】**

- センター運営にかかる事業計画書
- センター運営にかかる収支計画書

(公益的事業、収益事業等の事業区分別、施設別の内訳を明らかにすること)

(様式第 2 号)

第 号  
年 月 日

豊中市介護予防センター事業運営補助金交付決定通知書

様

豊中市長

年 月 日付けで申請のあった補助金については次のとおり決定したので、豊中市介護予防センター事業運営にかかる補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

1. 補助金交付決定額

金 額	円
-----	---

2. 交付条件

- (1) 本事業が、豊中市介護予防センター事業運営にかかる補助金交付要綱第 4 条に定める要件等をすべて満たしていること。
- (2) 本事業にかかる経理は、他の事業に係る経理と明確に区別すること
- (3) 本事業にかかる収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておくこと。
- (4) 補助金の執行状況等について市の指示又は検査に応じること。
- (5) 本事業の完了後 30 日以内に豊中市介護予防センター事業運営補助金実績報告書を提出すること。
- (6) 以上の交付要件が満たされない場合、並びに本要綱第 10 条及び豊中市補助金等交付規則第 12 条の定めに応じない場合は、補助金の一部又は全部の返還命令に応じること。
- (7) 補助金の交付は、交付決定額の 2 分の 1 の額を 4 月と 10 月に分けて交付する。

(様式第3号)

年 月 日

豊中市介護予防センター事業運営補助金実績報告書

豊 中 市 長 様

所在地

法人名称

代表者職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業にかかる実績を豊中市介護予防センター事業運営にかかる補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額	円
使用額	円
差引過不足額	円

**【添付書類】**

センター運営にかかる事業実績報告書

センター運営にかかる収支報告書

(公益的事業、収益事業等の事業区分別、施設別の内訳を明らかにすること)

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

豊中市介護予防センター事業運営補助金交付確定通知書

様

豊中市長

年 月 日付けで報告のあった補助金については次のとおり確定したので、豊中市介護予防センター事業運営にかかる補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付確定額		円
-------	--	---